

ペーパーレスニュース

発行No.PL-116

発行日 2014年10月20日

発行者:日本知的財産協会
情報システム委員会

テーマ	「出願人・代理人コード」運用廃止のお知らせ
<p>2014年9月に、特許庁から下記の連絡がありましたので、お知らせいたします。</p> <p><u>1.「出願人・代理人コード」運用廃止について</u></p> <p>特許庁では、旧式(レガシー)システムであるホストコンピュータからオープン系(サーバ系)システムへの移行作業を行っており、2015年1月にシステムを切り替える予定としています。このリリースに合わせ、昭和39年より利用されている、特定の紙手続において「出願人・代理人コード」(4桁)を記載する運用を廃止することにしました。</p> <p>なお、この「出願人・代理人コード」は、出願人・代理人に4桁のコードを付し氏名・住所の情報及びその変更履歴を管理している特許庁内のコード情報の1つで、出願人情報等の一括変更の作業の簡便化のために一部の紙手続において利用されていますが、電子出願の手続に用いられる「識別番号」(9桁)とは別のコードとなります。</p> <p>詳細は次ページにあります特許庁発行ペーパーをご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">以上 [委員会担当:竹下、片山]</p>	

「出願人・代理人コード」の運用廃止について

特許庁では、平成27年1月に旧式（レガシー）システムであるホストコンピュータからオープン系（サーバ系）システムへの移行を行うため、庁内システム開発を行っております。

このシステムリリースに合わせ、昭和39年より利用されている「出願人・代理人コード」のデータを凍結し、当該コードを記載していた書面手続の運用を廃止することいたしましたのでお知らせします。

1. 「出願人・代理人コード」と「申請人識別番号」について

「出願人・代理人コード」及び「申請人識別番号」は、どちらも申請人の氏名・住所などの本人確認情報及びその変更履歴情報を特許庁内で管理しています。

(1) 出願人・代理人コード

書面による手続¹において利用可能な4桁以下の番号

(2) 申請人識別番号

オンラインによる手続において利用可能な9桁の番号

2. 周知事項

上記(1)の「出願人・代理人コード」について運用を廃止いたします。

なお、(2)の「申請人識別番号」に関する手続き等につきましては、現行どおり変更はありません。

「出願人・代理人コード」が利用可能であった範囲の手続については、出願人欄に「出願人・代理人コード」を記載しないようお願いいたします。

(運用廃止以降に記載があっても、特許庁内ではデータを蓄積せず、利用もいたしません。)

3. 運用廃止時期

平成26年11月末日

4. 問い合わせ先

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 情報技術調査班

電話：03-3581-1101（内線2507）

¹ 出願人代理人コードが利用できる手続きは具体的に以下の事件への申請手続を指します。

- ・1990年11月以前の特許、実用新案出願事件
- ・1997年商標法改正以前の意匠、商標出願事件
- ・1999年以前のPCT-DO出願、査定系不服審判事件
- ・現在も書面手続の特許権存続期間延長登録願、当事者系審判事件